

第 18 回石垣市情報公開及び個人情報保護制度運営審議会概要

1. 日 時：令和 2 年 8 月 11 日（火）午後 1 時 30 分から午後 2 時 15 分
2. 場 所：石垣市役所 2 階 第 2 会議室
3. 出席者：【委 員】会長 金城文雄、副会長 森永用朗、黒石高子、多宇大輔
（欠席者）島尻寛雄
【事務局】総務課長 翁長致純、副主幹兼法制係長 宮良優児、
法制係員 主任 島袋晃一
【説明員】こども家庭課長 新城佳一、福祉係長 比嘉真一
4. 傍聴者 一般傍聴者なし

◎諮問第 43 号 個人情報を外提供することについて
（令和 2 年度沖縄子ども調査（未就学児調査）に係る調査対象者
名簿の提供）
担当課 こども未来局こども家庭課

(1) 提供する個人情報の内容

① 対象世帯

- ・石垣市在住の 1 歳児
- ・調査時点で次の要件に該当する児童
（平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日生）

② 提供項目

- ・対象児童の氏名、郵便番号、児童

(2) 提供先

沖縄県子ども生活福祉部子ども未来政策課及び受託事業者

(3) 利用目的

沖縄県の子どもの貧困対策を効果的に実施する上で、必要となる就学前の子ども及びその保護者の生活実態や支援ニーズを把握するため、「令和 2 年度沖縄子ども調査（未就学児）」の実施。

(4) 提供する期間

令和 2 年 8 月 21 日から令和 3 年 3 月 31 日

(5) 提供の方法・形態

ファイル形式 CSV、エクセルファイル等の電子データ保管時ファイルにパスワードをかけた USB メモリスティック、CD-RM 等のメディアを郵送

(6) 提供の条件

- ① 秘密保持の義務
- ② 目的外利用の禁止
- ③ 受託業者以外の第三者への提供の禁止
- ④ 目的外利用の複写及び複製の禁止
- ⑤ 事故発生時の報告義務
- ⑥ 受託業者の監督及び指導
- ⑦ 利用期間終了後の確実なデータ消去と報告義務

(7) 答申

本外部提供に係る諮問について、審議の結果、当該事業は、沖縄県の子どもの貧困対策を効果的に実施する上で必要となる就学前の子ども及びその保護者の生活実態や支援ニーズ等を把握することを目的としており、福祉の増進に寄与するという正当な理由があるものと認められることから諮問のとおりに提供して差し支えないものとする。

以上